

原議保存期間	10年 (令和19年3月31日まで)
有効期間	二種 (令和9年8月6日まで)

警察庁丁犯被発第177号
令和8年8月7日
警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長

各都道府県警察の長 殿

令和八年熊本地震に伴う特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の運用について（犯罪被害者等給付金等関係）（通達）

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条第1項の特定非常災害として令和八年熊本地震を指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和8年政令第260号）が本日公布・施行され、これに伴う法第3条第2項の規定に基づく告示（令和8年国家公安委員会告示第37号。以下「告示」という。）についても本日公布・施行されることとなった。

告示の概要については「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の適用について」（令和8年8月7日付け警察庁丁企画発第475号ほか）により示されたところであるが、各規定の細部に関する留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 法第3条関係

特定権利利益（同条第1項の特定権利利益をいう。以下同じ。）に係る満了日の延長の措置の対象者、当該措置の内容及び運用上の留意事項は、それぞれ次のとおりであり、当該延長後の特定権利利益に係る満了日は、令和9年1月27日である。

1 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯罪被害者支援法」という。）第10条第2項

(1) 対象者

犯罪被害者支援法第10条第1項の犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者のうち、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下「特定地域」という。）内に住所を有する者

(2) 内容

犯罪被害者支援法第10条第2項は、同条第1項の申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から7年を経過したときはすることができないと規定しているが、令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に申請の有効期間が満了する場合には、当該申請の有効期間の満了日は令和9年1月27日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により申請の有効期間の満了日が延長された者が、申請を行った場合には、申請を受け付けること。

2 犯罪被害者支援法第10条第3項

(1) 対象者

やむを得ない理由により犯罪被害者支援法第10条第2項に規定する期間を経過する前に同条第1項の申請をすることができなかった者のうち、特定地域内に住所を有する者

(2) 内容

犯罪被害者支援法第10条第3項は、同条第2項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に同条第1項の申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、同項の申請をすることができる」と規定しているが、令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に申請の有効期間が満了する場合には、当該申請の有効期間の満了日は令和9年1月27日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により申請の有効期間の満了日が延長された者が、申請を行った場合には、申請を受け付けること。

3 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号。以下「オウム真理教犯罪被害者救済法」という。)第6条第3項

(1) 対象者

やむを得ない理由によりオウム真理教犯罪被害者救済法第6条第2項に規定する期間を経過する前に同条第1項の申請をすることができなかった者のうち、特定地域内に住所を有する者

(2) 内容

オウム真理教犯罪被害者救済法第6条第3項は、同条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に同条第1項の申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、同項の申請をすることができる」と規定しているが、令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に申請の有効期間が満了する場合には、当該申請の有効期間の満了日は令和9年1月27日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により申請の有効期間の満了日が延長された者が、申請を行った場合には、申請を受け付けること。

4 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号。以下「国外犯罪被害弔慰金等支給法」という。)第9条第3項

(1) 対象者

国外犯罪被害弔慰金等支給法第9条第1項の国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者のうち、特定地域内に住所を有する者

(2) 内容

国外犯罪被害弔慰金等支給法第9条第3項は、同条第1項の申請は、当該国外犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該国外犯罪被害が発生した日から7年を経過したときはすることができないと規定しているが、令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に申請の有効期間が満了する場合には、当該申請の有効期間の満了日は令和9年1月27日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により申請の有効期間の満了日が延長された者が、申請を行った場合には、申請を受け付けること。

5 国外犯罪被害弔慰金等支給法第9条第4項

(1) 対象者

やむを得ない理由により国外犯罪被害弔慰金等支給法第9条第3項に規定する期間を経過する前に申請をすることができなかった者のうち、特定地域内に住所を有する者

(2) 内容

国外犯罪被害弔慰金等支給法第9条第4項は、同条第3項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に同条第1項の申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、同条第1項の申請をすることができると規定しているが、令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に申請の有効期間が満了する場合には、当該申請の有効期間の満了日は令和9年1月27日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により申請の有効期間の満了日が延長された者が、申請を行った場合には、申請を受け付けること。

第2 その他

犯罪被害者支援法第16条は、犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、これを行行使することができる時から2年間行使しないときは、時効により消滅すると、オウム真理教犯罪被害者救済法第13条は、給付金の支給を受ける権利は、これを行行使することができる時から2年間行使しないときは、時効により消滅すると、また、国外犯罪被害弔慰金等支給法第16条は、国外犯罪被害弔慰金等の支給を受ける権利は、これを行行使することができる時から2年間行使しないときは、時効により消滅すると規定しているが、当該権利については、民法（明治29年法律第89号）第161条の規定（時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を更新することができないときは、その障害が消滅した時から3か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。）に基づき時効の完成猶予を行うことにより保護するものとする。

なお、国家公安委員会に対する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法

律第68号) 第18条の規定に基づき、審査請求を行えなかったことにつき正当な理由があるときには行うことができるとされていること、また、裁定の取消訴訟については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号) 第14条の規定に基づき、訴訟の提起が行えなかったことにつき正当な理由があるときには行うことができるとされていることに留意されたい。